

令和2年12月1日

保護者 各位

白糠町立白糠中学校長 佐 藤 肇

### 学校への携帯電話の持ち込みについて

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、携帯電話の学校への持ち込みについてですが、本校においては、携帯電話は学校生活（授業等）に直接必要でないものであることから、生徒の学校の持ち込みを禁止しているところであります。しかし、近年増加しております自然災害発生時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急の連絡手段として活用することの効果性が期待されることから、先日、国は「学校における携帯電話の取扱い等」に関して検討を行い、その方針が示されました。

本校においては、国からの方針及び白糠町教育委員会から示された「携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等について」に基づき、生徒の携帯電話の学校への持ち込みについて、下記のとおりと致しますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1 携帯電話の学校持ち込み許可の条件について

(1) 携帯電話の取扱いについては、学校が定めた所持規則及び学校の指導に従います。

###### 【所持規則】

- ①携帯電話は校内では一切使用しないこと。
- ②携帯電話は登校後、電源を切った状態で下校時まで学校に預けること。
- ③登下校中のバス内や歩行中には、携帯電話を使用しないこと。
- ④保護者は、生徒の携帯電話にフィルタリングをかけること。

(2) 保護者は生徒の携帯電話の使用を適正に管理するとともに、携帯電話に係るあらゆる事故（紛失、盗難、破損等）について責任を負います。

##### 2 持ち込み許可申請の手続きについて

別紙「携帯電話持ち込み許可願」に必要事項を記入の上、校長に提出してください。  
(校長の許可が下りれば、持ち込みが認められます)

##### 3 その他

- ・申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を学校に届けてください。
- ・所持規則が守られない場合は、許可を取り消します。
- ・不明な点等がありましたら、学校までご連絡ください。

以上